食品安全委員会食中毒緊急時対応マニュアル（案）における緊急時対応の流れ

■ 第1報の通報受理　【→ チェックリスト：別添 6－①】

・第1報の受付者による危害情報の聴取
（様式1「食品危害情報の通報受付票」の活用）
・受付者による迅速な情報連絡（情報・緊急時対応課へ）

■ 第1報の情報連絡　【→ チェックリスト：別添 6－②】

・「食品安全委員会事務局緊急時連絡ルート」（別添5）を通じた第1報の情報連絡
・リスク管理機関への情報連絡
（別添2「リスク管理機関情報連絡窓口及び関係課一覧」）
・第1報に基づく委員長の判断（食品安全担当大臣への報告、局内会議の開催又はリスク管理機関からの報告の必要性について）

■ 第1次参集要員等の対応　（夜間休日に限る）
【→ チェックリスト：別添 6－③】

・第一次参集要員（別添1「食品安全委員会第一次参集要員」）の参集
（必要に応じて原因別参集要員の参集）
・初期的な情報の収集、整理及び分析を行い、資料等の作成
（様式2「食中毒危害要因シート」を活用し、科学的知見の収集）
・他に必要と考えられる職員等への情報連絡又は参集の指示

■ 局内会議の開催　【→ チェックリスト：別添 6－④】

・委員及び事務局長等とによる局内会議を行い、初動対応方針の決定
・委員会会合での審議の必要性について検討
（臨時開催の必要性等）

■ 委員会会合の開催

・リスク管理機関又は専門家からの報告を受けることによる情報の収集
・科学的知見に基づく審議、対応策の決定、リスク管理機関に対する助言等
・原則公開で開催するとともに、議事録及び提出資料を公開するほか、必要に応じ、委員長による記者発表の実施

■ 対応策の実施
・委員会会合又は局内会議で決定した対応策を迅速に実施

■ 緊急事態等の収束

■ 緊急対策本部の設置等

・食品安全担当大臣に対し、緊急対策本部の設置の助言
・関係府省連絡会議の開催

■ 情報収集等

・リスク管理機関、関係機関（別添3「関係試験研究機関一覧」及び別添4海外からの主な情報収集源」）、委員及び専門委員から食中毒に関する情報及び科学的知見の一元的な収集
・食品安全総合情報システムによる食中毒に関する情報の有効かつ適切な活用及びリスク管理機関との情報の共有
・「食中毒危害要因シート」（様式2）を活用し、科学的知見の整理

■ 食品健康影響評価

■ 勧告及び意見

■ 情報提供及びリスクコミュニケーション